

契約番号

製品販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林49林班は2小班 水無林道沿い			面積 (ha)
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数(本)	材積 (m ³)
	素材	低質材N	(層積検知)	464.774
	内訳 別紙「販売物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金	円		
	うち消費税抜代金	円		
	消費税(10%)	円		
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収育林立木竹	分収権者			

*概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

*本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

*本物件は、全て間伐材等由来のバイオマスである。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法		売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は 延納担保提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して60日間 (期限)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙「販売物件明細書」及び「暴力団排除に関する特約条項」 のとおり				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 分任契約担当官
愛媛森林管理署長 山口 正 浩
(登録番号T8000012050001)

買受人

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

販売物件明細書

分任契約担当官
愛媛森林管理署長

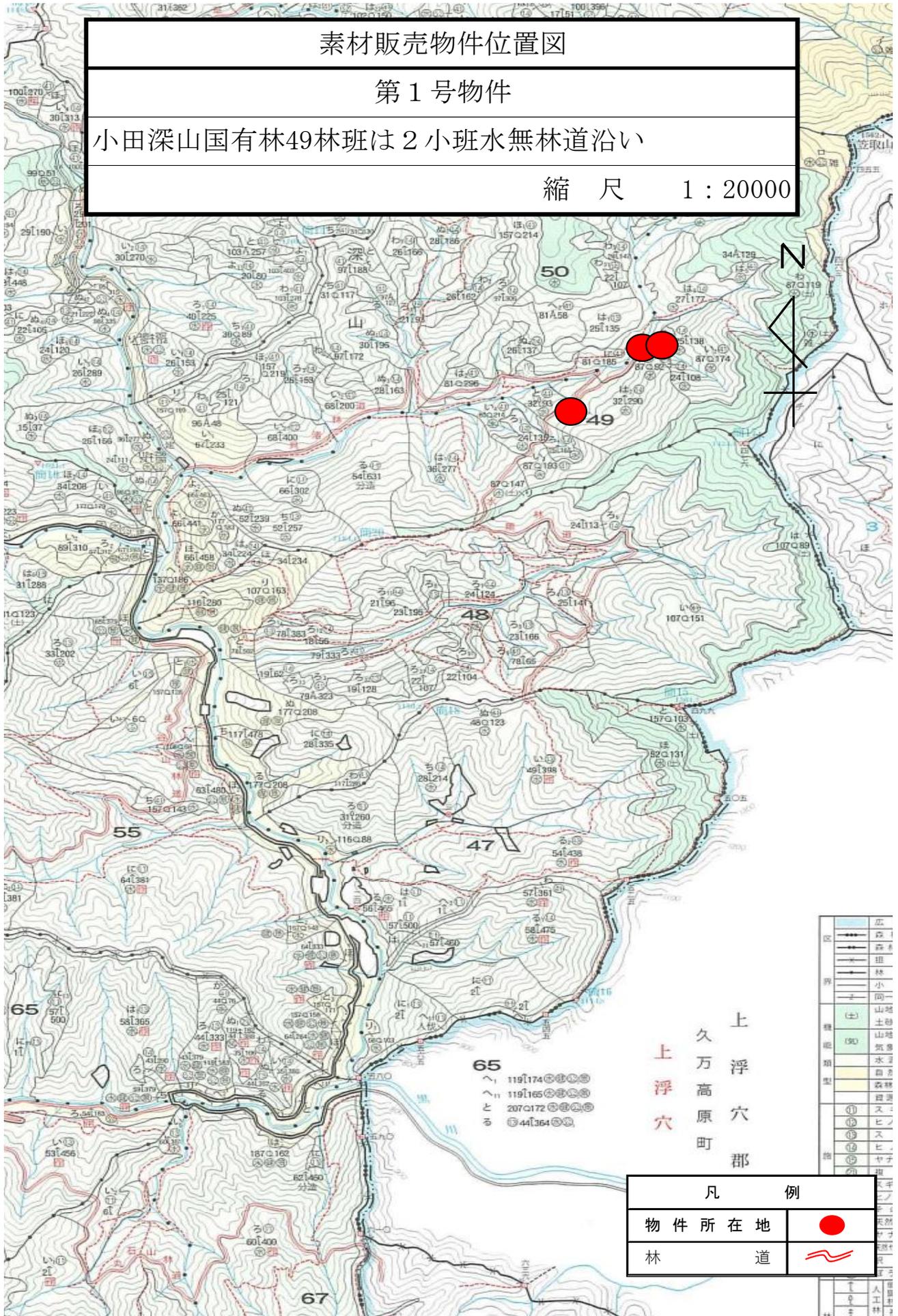
- | | |
|-----------------|--|
| 1 売 払 番 号 | 第1号物件 |
| 2 物件所在地及び国有林名等 | 愛媛県喜多郡内子町中川
小田深山国有林49林班は2小班
水無林道沿い |
| 3 樹種、本数及び材積等 | 樹種 低質材N
本数 (層積検知) 材積 464.774 m ³ |
| 4 搬出期間 | 引渡の日から起算して60日間 |
| 5 運搬路(林道)等の通行制限 | ・ 県道355号及び該当地までの通行制限に従うこと。
・ 水無林道の使用車両は、10 t 車以下の車両 (ホイールベース4.5m以下) とする。 |
| 6 特記事項 | (1) 土場に重機は備え付けていないため、トラックへの積込みについては、グラップル付トラックにおいて買受人により積込みを行うこと。
(2) 積載量については、法の定める範囲内で当該車両の運転手が決定すること。
(3) 荷崩れしないよう積込みすること。
(4) 運送中の荷崩れ、転落を防止するため、完全に荷締を行ない運搬途中乗務員は随時下車し点検すること。 |
| 7 そ の 他 | ・ 林道ゲートは施錠されているため、物件を確認される際は事前に愛媛森林管理署業務グループ販売係担当までお問い合わせください。 |

素材販売物件位置図

第1号物件

小田深山国有林49林班は2小班水無林道沿い

縮尺 1:20000



上 浮 穴 郡
久 万 高 原 町
上 浮 穴

凡 例	
物件所在地	●
林 道	〰

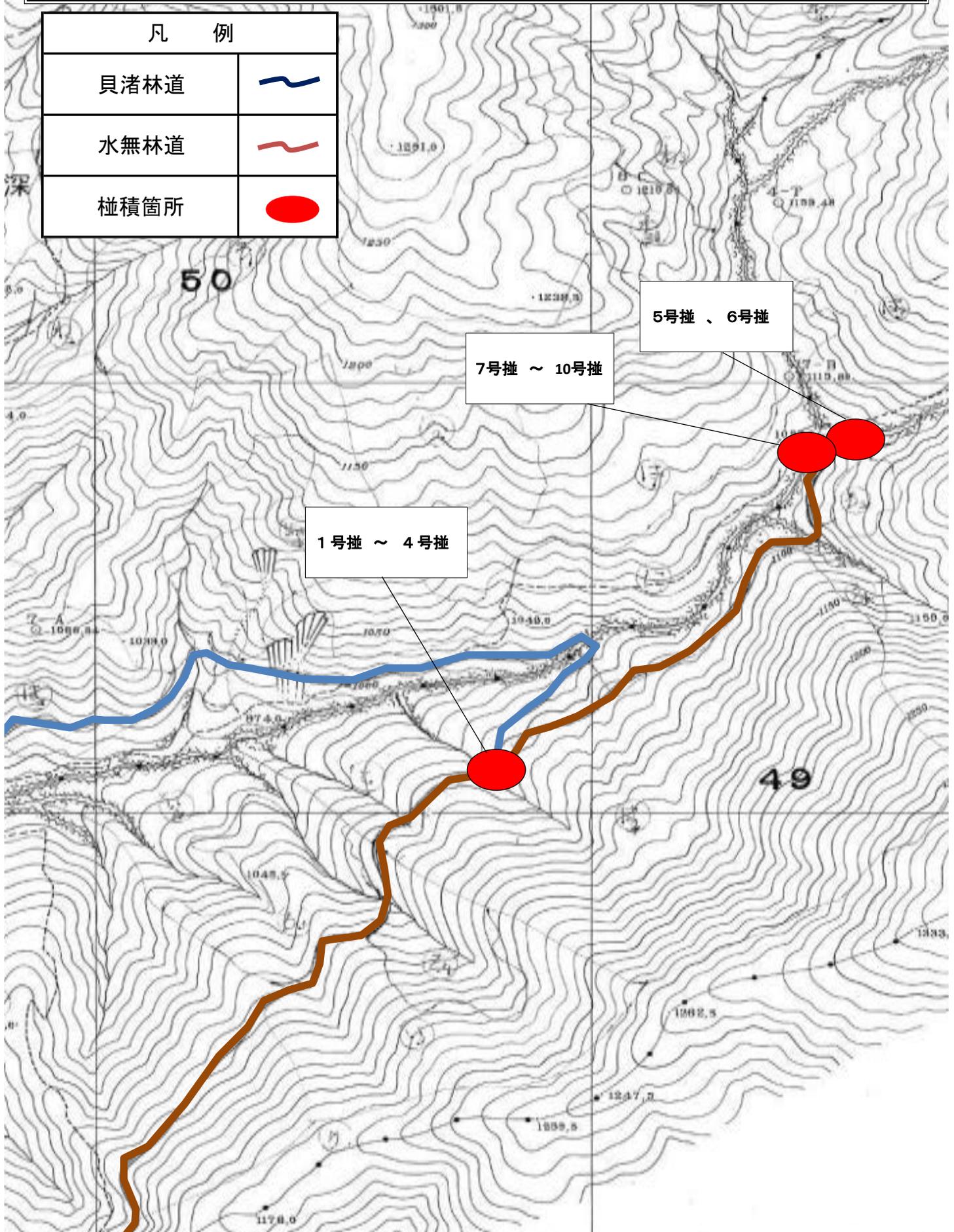
素材販売物件実測図

第1号物件

小田深山49林班は2小班水無林道沿い

縮尺 1 : 5000

凡 例	
貝渚林道	
水無林道	
桧積箇所	



契約番号

製品販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林50林班い1小班 貝渚林道沿い			面積 (ha)
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数(本)	材積 (m ³)
	素材	低質材N	(層積検知)	141.087
	内訳 別紙「販売物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金	円		
	うち消費税抜代金	円		
	消費税(10%)	円		
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収育林立木竹	分収権者			

*概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

*本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

*本物件は、全て間伐材等由来のバイオマスである。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法		売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は 延納担保提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して60日間 (期限)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙「販売物件明細書」及び「暴力団排除に関する特約条項」 のとおり				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したため、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 分任契約担当官
愛媛森林管理署長 山口 正 浩
(登録番号T8000012050001)

買受人

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

販売物件明細書

分任契約担当官
愛媛森林管理署長

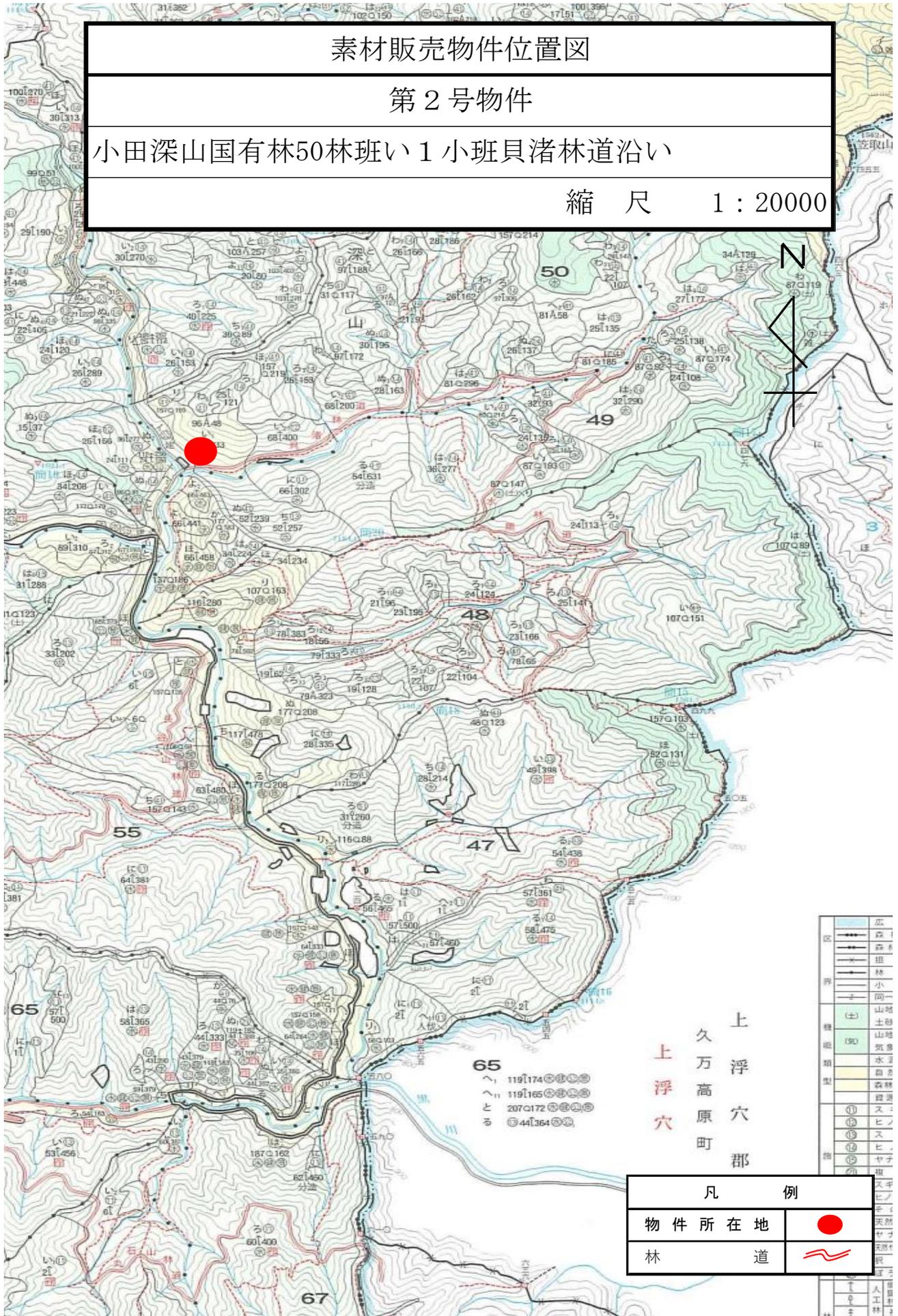
- | | |
|-----------------|--|
| 1 売 払 番 号 | 第2号物件 |
| 2 物件所在地及び国有林名等 | 愛媛県喜多郡内子町中川
小田深山国有林50林班い1小班
貝渚林道沿い |
| 3 樹種、本数及び材積等 | 樹種 低質材N
本数 (層積検知) 材積 141.087 m ³ |
| 4 搬出期間 | 引渡の日から起算して60日間 |
| 5 運搬路(林道)等の通行制限 | ・ 県道355号及び該当地までの通行制限に従うこと。
・ 水無林道の使用車両は、10 t 車以下の車両 (ホイールベース4.5m以下) とする。 |
| 6 特記事項 | (1) 土場に重機は備え付けていないため、トラックへの積込みについては、グラップル付トラックにおいて買受人により積込みを行うこと。
(2) 積載量については、法の定める範囲内で当該車両の運転手が決定すること。
(3) 荷崩れしないよう積込みすること。
(4) 運送中の荷崩れ、転落を防止するため、完全に荷締を行ない運搬途中乗務員は随時下車し点検すること。 |
| 7 そ の 他 | ・ 林道ゲートは施錠されているため、物件を確認される際は事前に愛媛森林管理署業務グループ販売係担当までお問い合わせください。 |

素材販売物件位置図

第2号物件

小田深山国有林50林班い1小班具渚林道沿い

縮尺 1:20000



上 浮 穴 郡
久 万 高 原 町
上 浮 穴

凡 例	
物件所在地	●
林 道	〰

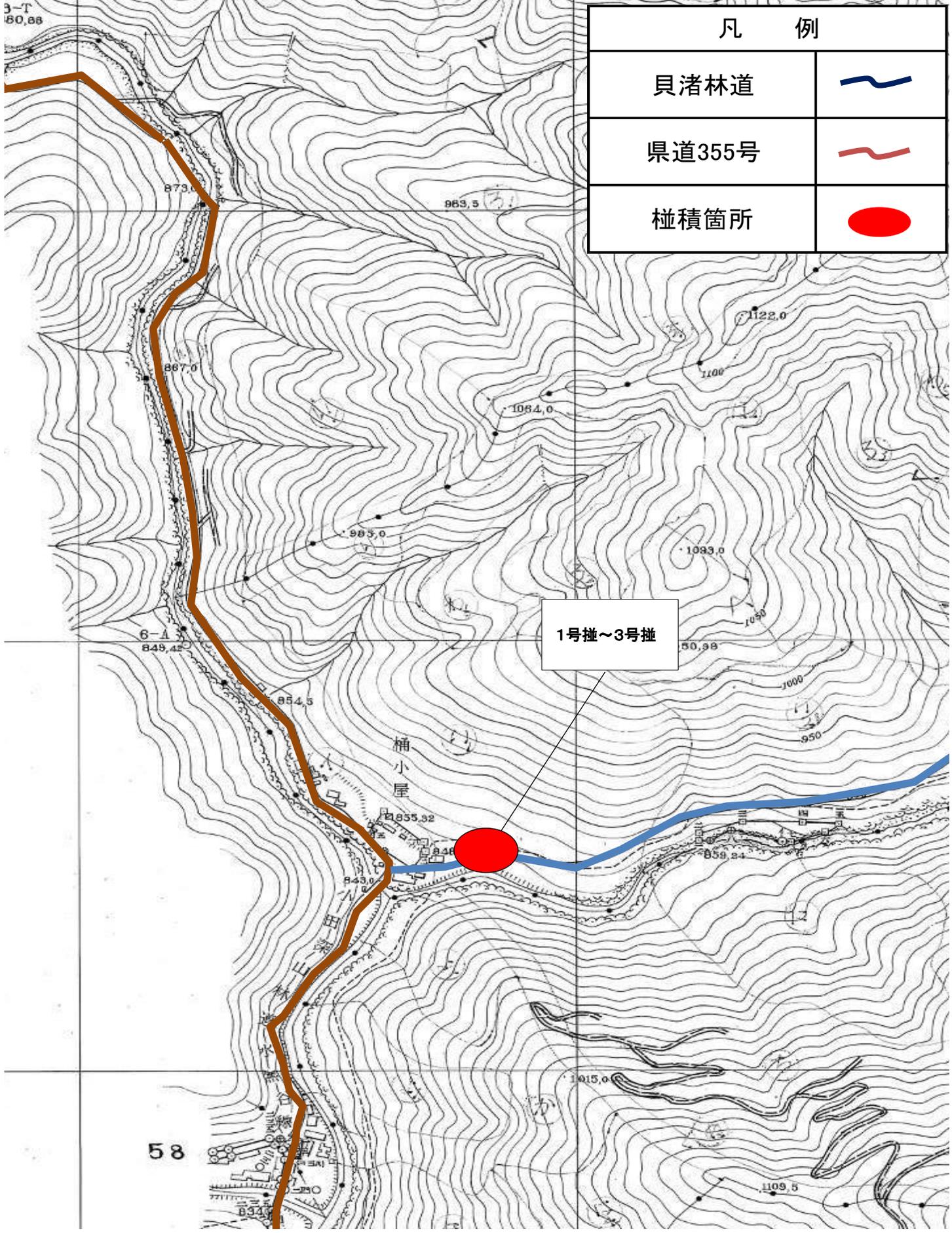
素材販売物件実測図

第2号物件

小田深山50林班い1小班貝渚林道沿い

縮尺 1 : 5000

凡 例	
貝渚林道	
県道355号	
桝積箇所	



契約番号

製品販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林63林班と小班 小田深山林道南岸線沿い			面積 (ha)
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数(本)	材積 (m ³)
	素材	低質材N	(層積検知)	33.956
	内訳 別紙「販売物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金	円		
	うち消費税抜代金	円		
	消費税(10%)	円		
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
分収育林立木竹	分収権者			

*概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

*本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

*本物件は、全て間伐材等由来のバイオマスである。

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法		売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は 延納担保提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して60日間 (期限)				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙「販売物件明細書」及び「暴力団排除に関する特約条項」 のとおり				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したため、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 分任契約担当官
愛媛森林管理署長 山口 正 浩
(登録番号T8000012050001)

買受人

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

販売物件明細書

分任契約担当官
愛媛森林管理署長

- | | |
|-----------------|--|
| 1 売 払 番 号 | 第3号物件 |
| 2 物件所在地及び国有林名等 | 愛媛県喜多郡内子町中川
小田深山国有林63林班と小班
小田深山林道南岸線沿い |
| 3 樹種、本数及び材積等 | 樹種 低質材N
本数 (層積検知) 材積 33.956 m ³ |
| 4 搬出期間 | 引渡の日から起算して60日間 |
| 5 運搬路(林道)等の通行制限 | ・県道52号及び該当地までの通行制限に従うこと。
・水無林道の使用車両は、10 t 車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とする。 |
| 6 特記事項 | (1) 土場に重機は備え付けていないため、トラックへの積込みについては、グラップル付トラックにおいて買受人により積込みを行うこと。
(2) 積載量については、法の定める範囲内で当該車両の運転手が決定すること。
(3) 荷崩れしないよう積込みすること。
(4) 運送中の荷崩れ、転落を防止するため、完全に荷締を行ない運搬途中乗務員は随時下車し点検すること。 |
| 7 そ の 他 | ・林道ゲートは施錠されているため、物件を確認される際は事前に愛媛森林管理署業務グループ販売係担当までお問い合わせください。 |

素材販売物件位置図

第3号物件

小田深山国有林63林班と小班小田深山林道南岸線沿い

縮尺 1:20000



素材販売物件実測図

第3号物件

小田深山国有林63林班と小班小田深山林道南岸線沿い

縮尺 1 : 5000

凡 例	
小田深山林道南岸線	
県道52号線	
桧積箇所	

1号桧、2号桧

